

令和6年3月5日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会

会長 遠藤 幸子

令和5年10月18日付け目総契第5893号により諮詢のあった令和6年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見も付しますので、今後の検討に当たっては十分に尊重することを要望します。

記

1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、令和6年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。

2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に係る令和6年度労働報酬下限額

（1）熟練労働者・一人親方

令和6年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、下記のとおりとすることが妥当である。

ア 屋根ふき工：職種「大工」の公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額

イ その他の職種：今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和6年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額

（2）熟練労働者・一人親方に当たらぬ労働者

令和6年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の設計労務単価を8で除して得た額に、100分の70を乗じて得た額が妥当である。

**3 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に係る令和6年度
労働報酬下限額**

パートタイム会計年度任用職員の報酬額を基本に、東京都の最低賃金及び都内他自治体の設定額等を勘案して得た額が妥当である（1時間当たり1,191円）。

4 各委員からの意見

別紙のとおり。

以 上

(別 紙)

【 各委員からの意見 】

(1) 公契約条例の運用についての意見

- ア 公契約審議会について、年3回開催し、十分な審議を行わみたい。
- イ 事業者、労働者について公契約条例の運用に係る実態調査を実施されたい。

(2) 業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額についての意見

- ア 他近隣自治体における実施状況も鑑み、職種別での労働報酬下限額の設定について検討されたい。
- イ 労働報酬下限額を引き上げるに当たっては、事業者の事情も十分考慮されたい。

(3) その他の意見

- ア 公契約審議会について、公開による審議に向けた具体的な検討をされたい。